

東濃農業共済事務組合 告示第113号

平成25年度 東濃農業共済事務組合事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度東濃農業共済事務組合事業会計の資金不足比率は次のとおりである。

平成26年8月25日

東濃農業共済事務組合 管理者 青山節児

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
東濃農業共済事務組合 農業共済事業会計	— (資金不足なし)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定